



NPO法人 FPネットワーク神奈川

カルチャークラブ

<戸籍証明書等の広域交付制度>

FPネットワーク神奈川会員 坂口 猛

令和6年3月1日から『戸籍証明書等の広域交付制度』が開始されたのをご存じですか？相続が発生すると、亡くなられた方の出生から亡くなられたときまでの連続した戸籍情報を集めなければなりません。転勤などにより本籍地を何度も移動している方については、その収集に非常に多くの手間が発生していました。今後は、その手間が軽減されることになりそうです。

■戸籍証明書等の広域交付制度とは

戸籍証明書等の広域交付制度とは、「本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書等を請求できるようになる制度」です。

これによって、本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できまし、ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できるようになります。(ただし、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は除かれます。また、一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。)

■広域交付で戸籍証明書等を請求できる人は？

この制度は、だれでも利用(請求)できるわけではありません。

請求できるのは、

- ① 本人
- ② 配偶者
- ③ 父母、祖父母などの直系尊属
- ④ 子、孫などの直系卑属

だけ、となりますので注意しましょう。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

Web <https://www.fpnk.org/>



NPO法人 FPネットワーク神奈川

カルチャークラブ

■注意事項は？

- ①市区町村の戸籍担当窓口に行って請求する必要がある。（郵送や代理人による請求はできません。）
- ②窓口に行った人（請求人）の本人確認のため、以下の顔写真付きの身分証明書の提示が必要。
 - ・運転免許証
 - ・マイナンバーカード
 - ・パスポート など

■早めに戸籍証明書等を収集しておきましょう。

相続が発生した際に、相続人が誰であるか、を把握する必要があります。亡くなられた後に、よくよく調べてみたら、認識していなかった相続人がいる！ということに驚くことも実際には起きています。

また、その認識していなかった相続人と連絡が取れない！というケースもあります。あとで困ることのないように、事前に戸籍証明書等を収集し、相続人になると思われる人を生前から把握しておくことも大切です。

まずは、お近くの市区町村に、広域交付制度の確認をしてみてはいかがでしょうか。

戸籍法に関する改正は、他にもあります。興味のある方は、下記法務省の HP を確認してください。

(法務省 HP)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

Web <https://www.fpnk.org/>